

# 感染症予防計画の改定の概要について

神奈川県医療危機対策本部室

2023.7.5

## 感染症予防計画の概要について



### 計画の性格

感染症法第10条により、感染症の予防のための施策の実施に関し、同法第9条で厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して、都道府県等が定める計画。

### 当初策定

平成11年10月

### 直近改定

平成29年3月（概ね5年に1回改定）

（参考）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

#### （予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
  - 二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
  - 三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

## 改定のポイント

- 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に関する**数値目標の設定**
- 上記数値目標を担保するための、**関係医療機関等との協定締結**  
(令和6年9月完了目途)
- 保健所設置市においても、**感染症予防計画を策定**(令和6年4月施行)
- 都道府県連携協議会の設置(当県は感染症対策協議会で対応・設置済み)

3

## 感染症予防計画における数値目標について

### 厚労省の方針(現時点)

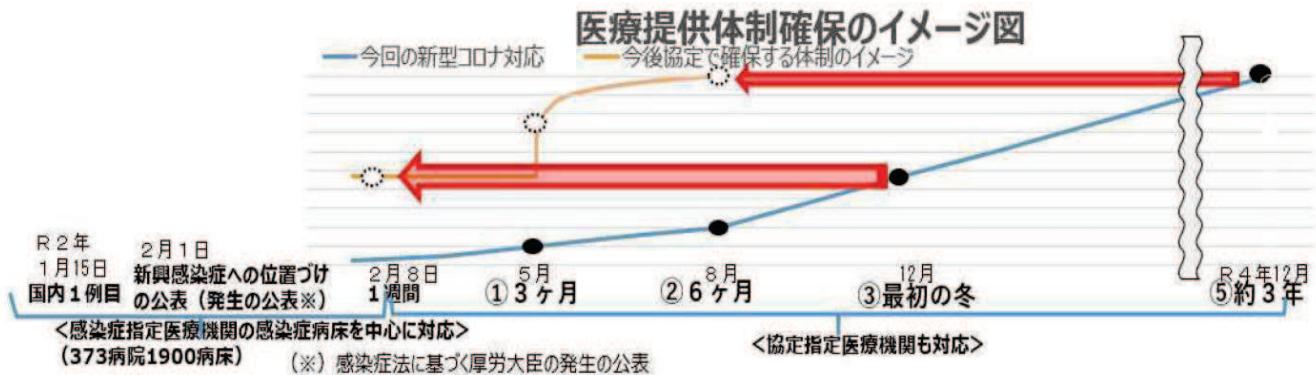
- 対応する感染症は、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症**を基本とし、これまでの教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応**(流行初期はデルタ株、流行初期以降はオミクロン株を想定)を念頭に取り組む。
- 流行の段階に分けて、各項目について目標値を設定。(詳細は次スライド以降のとおり)
- 目標値の裏付けとして、原則として**関係機関[医療機関(病床・外来等)、宿泊施設、検査機関等]**と数値入りの協定を締結する。

### 整理すべき事項

具体的数値目標の設定(どの時点でどの数値を設定すべきか)

4

【参考】(令和5年5月12日時点 厚生労働省 予防計画作成のための手引き・抜粋)



5

## 国指針に基づく、数値目標の考え方(医療提供体制)



項目	実施機関	国が想定する設定		
		流行初期 厚労大臣の公表後1週間以内	流行初期以降 厚労大臣の公表後3か月以内	
病床数	新興感染症の入院医療を担当する医療機関 (第一種協定指定医療機関)	1週間	3ヶ月	6ヶ月
		感染症指定医療機関による対応		
		公的医療機関等(特定機能病院及び地域医療支援病院含む)を中心とした対応		
うち、重症者病床	新興感染症の発熱外来を担当する医療機関 (第二種協定指定医療機関)	すべての協定締結医療機関での対応		
うち、特別に配慮が必要な患者 (地域の実情に応じて)		新型コロナ発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナの入院病床数		
発熱外来機関数		新型コロナ発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナの診療・検査機関数		
自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数	新興感染症の自宅療養者等に対する医療の提供を担当する医療機関 (第二種協定指定医療機関)	新型コロナ対応で確保した最大の体制 <自宅療養者等への医療提供体制>		
うち、病院・診療所		新型コロナ対応で確保した最大の体制 <後方支援を行う医療機関数>		
うち、薬局		新型コロナ対応で確保した最大の体制 <訪問看護事業所>		
うち、訪問看護事業所		新型コロナ対応で確保した最大の体制 <後方支援を行う医療機関数>		
後方支援を行う医療機関数	新興感染症の対応を行なう医療機関に代わって対応を行なう医療機関	新型コロナ対応で確保した最大の体制 <派遣可能な医療人材数>		
他の医療機関に派遣可能な医療人材数	人材派遣の協定締結医療機関	新型コロナ対応で確保した最大の体制 <派遣人材数>		
医師				
看護師				
D M A T				
D P A T				
その他				

※：感染症法に基づく協定により担保する数値目標

○：保健所設置市等が数値目標を定める事項（宿泊療養体制は任意）

6

# 国指針に基づく、数値目標の考え方(検査体制・宿泊療養体制・その他)



項目		実施機関	国が想定する設定	
（※検査体制）	検査実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の確保数		流行初期 厚労大臣の公表後1か月以内	流行初期以後 厚労大臣の公表後6か月以内
	地方衛生研究所等	協定締結医療機関（発熱外来）における、1日の対応可能人数以上とする。（新型コロナの発生時期をベースとしない）		
	医療機関（検体採取・分析）			
	民間検査機関等（保健所・医療機関からの分析委託）			
（※宿泊療養体制）	宿泊施設における確保居室数	民間事業者・行政機関	令和2年5月頃（立ち上げ当時）の体制を想定	
（※保健所体制）	最大業務量を見込んだ人員確保数	保健所	令和4年3月頃の確保居室数を想定	
項目		実施機関	国が想定する内容	
（※物資の確保）	個人防護具を十分に備蓄している協定締結機関の数（協定締結上は任意項目）	協定締結医療機関	協定締結医療機関等のうち、8割以上の施設が、当該施設の使用量2か月分以上に当たるPPEを備蓄	
		協定締結検査機関		
		協定締結医療機関	平時から年1回以上の研修実施（保健所は、IHEAT研修の受講者数）	
（※人材の向上・養成）	医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数（保健所の感染症有事体制に構成される人員が対象）	保健所		
（※その他）	自治体が必要と判断した目標			

※：感染症法に基づく協定により担保する数値目標  
 ○：保健所設置市等が数値目標を定める事項（宿泊療養体制は任意）

## 神奈川県：感染症予防計画作業スケジュール案(イメージ)

